

I 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行、核家族化、低成長経済への移行、地域の支え合い機能の弱体化など福祉を取り巻く環境は変化する一方、子育て支援や高齢者介護等、福祉ニーズは増大、多様化しています。

このような中、本県では地域社会を支える福祉のあり方を示す、大分県民福祉基本計画（計画期間：平成17年度から平成26年度、5年で見直し）を平成17年3月に策定したところです。

計画策定以降、介護保険制度の改正や障害者自立支援法の制定など社会保障における様々な諸制度の改革が行われるとともに、地域福祉においては、一人暮らしの高齢者や障がい者等の買い物やゴミ出し、電球交換等の公的制度では拾いきれない生活ニーズの問題をはじめ、制度の谷間にある者への対応、複合的な問題を抱える家族への対応など複雑・多様な福祉課題への取組が求められています。

本計画は平成21年度をもって策定後5年目となることから、平成22年度以降の5年間に向けて、制度改革に伴う施策の見直しや新たな地域課題に対する取組を盛り込んで「大分県民福祉基本計画」を改定することとしました。

特に、今回の改定では、地域における様々な生活課題等に対する取組を県民総参加で一体的に推進するため、「新たな支え合いの仕組みづくり」、「地域福祉活動の担い手づくり」、「小規模集落への対応」を3本柱とした「新たな支え合い（共助）の確立」を、重点的に推進すべき事項として取り組むこととしました。

2 計画の性格

- (1) この計画は、21世紀初頭における本県の福祉政策を推進するための基本指針とします。
- (2) この計画は、地域住民の健康で文化的な生活を保障する役割を担っている県・市町村や、地域福祉の推進主体である地域住民、社会福祉施設、ボランティア・NPO、社会福祉協議会等の取組の方向性を示すものとします。
- (3) この計画は、社会福祉法第108条に基づく「地域福祉支援計画」の性格を併せ持つものとします。

3 計画の位置づけ

この計画は、自助・互助、共助、公助の公民協働の取組により地域住民の生活上の福祉問題を解決し、その再発を予防するための総合的な福祉施策である地域福祉の基本的方向性を示します。

なお、本県では、「豊の国ゴールドプラン21」、「大分県次世代育成支援行動計画」、「大分県障害者基本計画」の福祉基本3計画を策定し、それぞれの分野での施策推進の基本的方向、サービス基盤の整備等に関する具体的な数値目標の設定やそのための具体的な施策・事業を示しています。

本計画は、これらの3計画の中の、地域福祉という視点で共通する理念や地域福祉推進のために活用できる施策を横断的に結び、さらに、「大分県医療計画」や「生涯健康県おおいた21」などと連携しながら、これらの計画が地域で円滑に推進できるよう施策の総合化やネットワーク化に向けた指針を示すものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10年とし、5年で見直します。

今般、計画策定後5年を経過したことから、この間の制度改革や社会環境の変化に対応するため、平成22年度から平成26年度を計画期間として改定を行います。

5 計画の構成

- (1) この計画は、基本構想編、計画編、推進編の3部構成としています。
- (2) 基本構想編では、計画の基本的背景となる社会環境の変化や社会保障制度改革などを踏まえた本県の地域福祉推進のための「基本的理念」と「基本目標」及び「施策展開の基本的方向」について明らかにしています。
- (3) 計画編では、基本構想編で掲げた施策展開の基本的方向について、地域福祉の課題別に可能な限り将来構想及び目標水準等を明らかにしつつ、「現状と課題」とこの計画を推進していくための「主要施策」を示しています。
- (4) 推進編では、新たな支え合い（共助）の確立に向けた重点的な取組として「新たな支え合いの仕組みづくり」、「地域福祉活動の担い手づくり」及び「小規模集落への対応」を掲げ、県や市町村、地域住民、社会福祉施設、ボランティア・NPO、社会福祉協議会等の役割について明らかにしています。